

(二五九六)

二 (文禄五年カ) 四月 箕輪藩主井伊直政より中大類・下大類

村あて定書〔C〕

定

(繩打)

一 今度之なはうちの儀、拾貳万貫文之都合「あらたむへきためう

たせ候、所務之儀并田」畠入組之所、年来之ことくたるへき事

一 当作之儀者、田畠上中下年来之ことく「作いたすへ□事

(きカ)

一 諸給人知行かた、年来之場所相かはる「へからさる事

(きゆうにん)

右条々相違有間敷候、去年致レ作候所ニ「おゐてハ、たとひあら

し候共、年貢之儀者納」所すへし、其上もし難渋之ともから

(輩)

にをひてハ、従類・はた物にあくへき者也、「仍如レ件

(於)

(じゆうらい)

(畑)

(文禄五年カ)  
申四月十八日 (黒印)

なか おおるい

中大類

きもいり

百姓中

同下大類